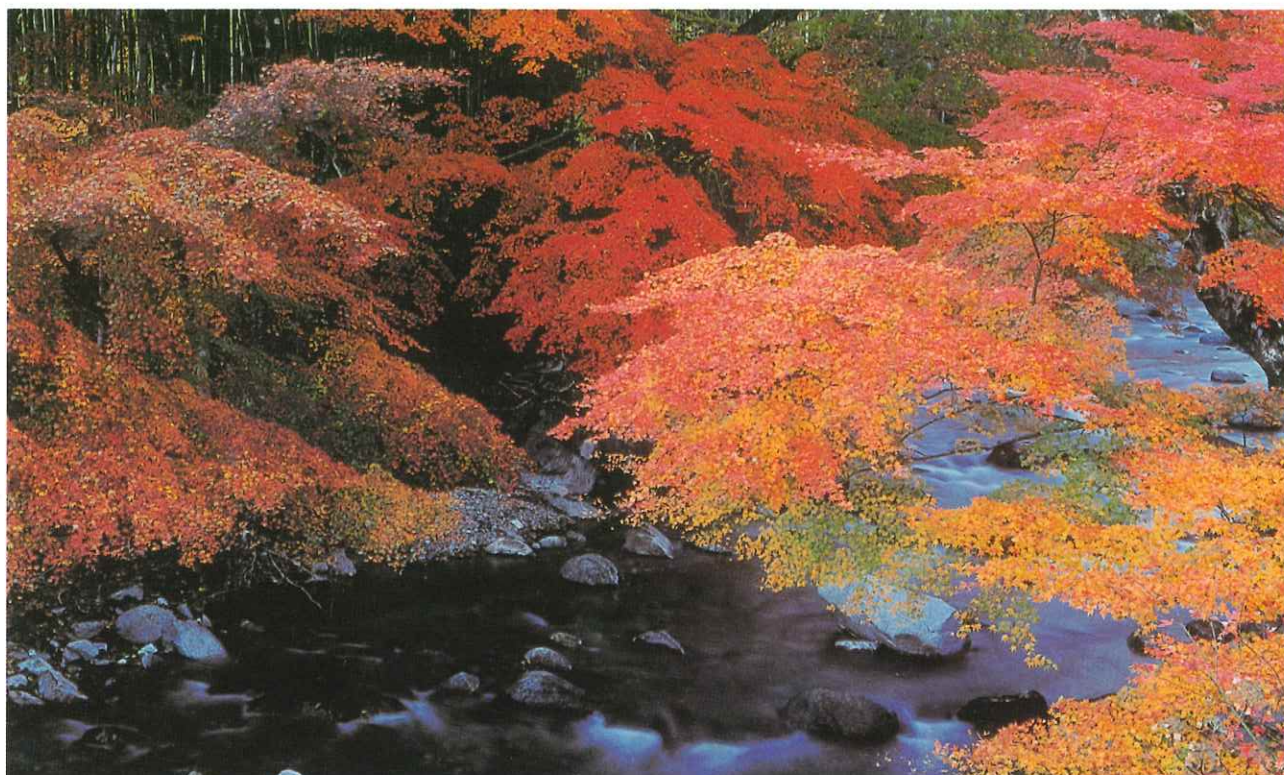


雇用ニュース

2006年10月



- 錦 秋 - いばらき自然環境フォトコンテスト 最優秀賞 鈴木 得一さん

「見直しませんか あなたの会社の労働時間！」

おもな内容

- 県内の雇用情勢 2
- 新規高卒者の就職面接会開催予定 3
- 労働保険の成立手続きはお済みですか! 4
- 労働者派遣の対象となる「物の製造の業務」とは 5~6
- 茨城労働局、水戸労働基準監督署の庁舎移転のお知らせ! 7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率8か月連続で上昇 (前年同月比・季節調整値)

有効求人数が3か月連続の増加
有効求職者数は41か月連続の減少

① 概況

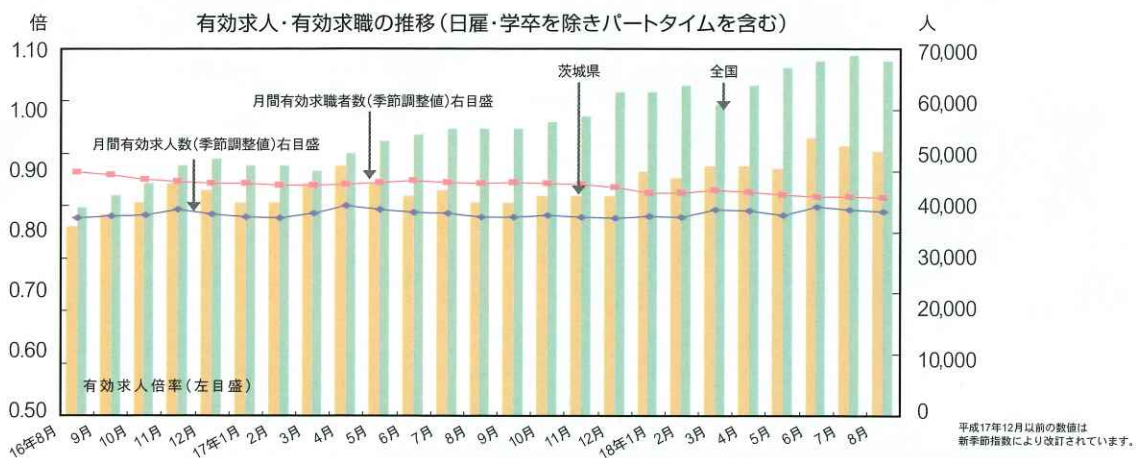
8月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は14,477人で前年同月に比較して2.9%増と、4か月連続の増加となりました。

新規求職者数は10,590人(前年同月比5.4%減)で、5か月連続の減少となりました。なお、雇用形態別に見ると一般(5.5%減)は5か月連続で減少し、パートタイム(5.0%減)も2か月ぶりの減少となりました。

有効求人数は38,210人で、前年同月比で2.9%の増と3月連続の増加となりました。一方、有効求職者数は、42,305人(5.8%減)で、41か月連続の減少と依然減少傾向で推移しています。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.93倍(季節調整値)と前月(0.94倍)を0.01ポイント下回ったものの、前年同月比(0.85倍)では0.08ポイント上回りました。

こうした中、就職件数は3,183件と前年同月比で1.6%減と、3か月連続の減少となりました。



② 新規求人の動き

新規求人数は14,477人となり、前年同月比で2.9%増と、4か月連続の増加となりました。

産業別にみると、製造業(前年同月比10.2%増)、情報通信業(同2.5%増)、卸売・小売業(同15.3%増)、医療・福祉(同12.4%増)、サービス業(同17.7%増)で増加し、建設業(同16.4%減)、運輸業(同4.7%減)、飲食店・宿泊業(同45.5%減)、その他の産業(同15.3%減)で減少しました。

また、規模別にみると、30～99人(前年同月比3.7%増)、100～299人(同12.7%増)、300～499人(同47.3%増)及び500人以上(同11.2%増)で増加したものの、全体の54.4%を占める29人以下(同1.5%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用が9.6%増と4か月連続で増加したものの、パートタイムは8.7%減と2か月連続の減少となりました。

④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,703件で、前年同月に比較し12.5%減と3か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合も25.5%と、前年同月(27.6%)を2.1ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は11,967人で、前月比では増加(7.5%増)したものの、前年同月比では13.3%減と46か月連続で減少し依然減少傾向にあります。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者565人の割合は、6.4%(前年同月11.5%)と5.1ポイント低下し、事業主都合離職者数でも42.9%減と4か月ぶりの減少となりました。

③ 新規求職の動き

新規求職者数は10,590人となり、前年同月比で5.4%減と5か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般(パートタイム以外)が74.4%(前年同月74.5%)と0.1ポイント低下し、数でも5.5%減と5か月連続の減少となりました。一方パートタイムも数で5.0%減と2か月ぶりの減少となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は48.1%で前年同月(49.5%)を1.4ポイント下回り、若年求職者数でも8.1%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、55歳以上の高齢者の占める割合は17.1%で、前年同月(16.6%)を0.5ポイント上回ったものの、高年求職者数では2.7%の減少となりました。

平成19年3月卒対象の 新規高卒者の 就職面接会開催予定

新規高卒者を対象とした県内求人数は、景気の回復傾向と団塊世代の退職者対策（07年問題）から採用意欲に改善傾向が見られ、8月末で前年比で26.5%の増加傾向で推移しております。

しかしながら、求人倍率は1.05倍（昨年同期0.79倍）と、昨年を上回っているものの希望職種によっては依然厳しい状況も見られ、昨年は10月末での内定率が58.7%（12月末79.1%）と多くの就職未内定者がいた状況にありました。

こうしたことから、ハローワークでは卒業前の100%内定を目指し、高校や関係機関と連携のうえ高校生対象の就職面接会を、本年11月21日から12月13日にかけて、県内7ブロックでの開催を計画しております。

人材確保の上からも、多くの事業所の参加をお願いいたします。

新規高卒者就職面接会開催予定のご案内

開催地区	参加安定所	開催日	会場名
常陸大宮地区	常陸大宮・常陸太田	11月21日(火)	ロゼホール (常陸大宮市)
県西地区	筑西・下妻・古河	11月29日(水)	三の丸ホテル ダイヤモンドホール(筑西市)
県北地区	日立・常陸太田・高萩	12月4日(月)	ホテル日航日立 (日立市)
常総地区	常総・古河	12月7日(木)	常総市民イベント・ コミュニティホール(常総市)
鹿行地区	常陸鹿嶋・鉾田	12月7日(木)	鹿島セントラルホテル (神栖市)
水戸地区	水戸・笠間	12月11日(月)	ホテルレイクビュー水戸 (水戸市)
県南地区	土浦・石岡・龍ヶ崎	12月13日(水)	土浦京成ホテル (土浦市)

- 今後の中核となる人材確保のため、是非、新規高卒者の採用をご検討ください。
- 詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は お済みですか

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っているならば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



1 労働者派遣の対象となる「物の製造の業務」とは

対象業務

- 物を熔融、鋳造、加工し、または組立て、塗装する業務
- 製造用機械の操作の業務
- 上記業務と密接不可分の付随業務として、複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬・選別・洗浄等の業務

(注) 派遣受入期間の制限を受けるものは「物の製造の業務」のうち、産前産後休業、育児休業等、介護休業等の代替業務以外の上記の業務（特定製造業務）です。

物の製造の業務には含まれないもの

- 製品の設計・製図の業務
- 物を直接加工し、または組み立てる業務等の工程に原料・半製品等を搬入する業務
- 加工・組立て等の完了した製品を運搬・保管・包装する業務
- 製造用機械の点検の業務
- 製品を修理する業務

つうじ NO MORE 偽装請負!

請負の形式をとりながらも実態として労働者派遣となっている場合、いわゆる「偽装請負」は、就業条件や労働安全衛生面での配慮や責任が十分確保されていないことが懸念されます。

このため「偽装請負」に対し、その解消に向け労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等を周知徹底し、厳正な指導監督等を実施することにより、労働者派遣法・労働基準法・労働安全衛生法等労働諸法令の遵守のための取組みを強力に進めることとしています。

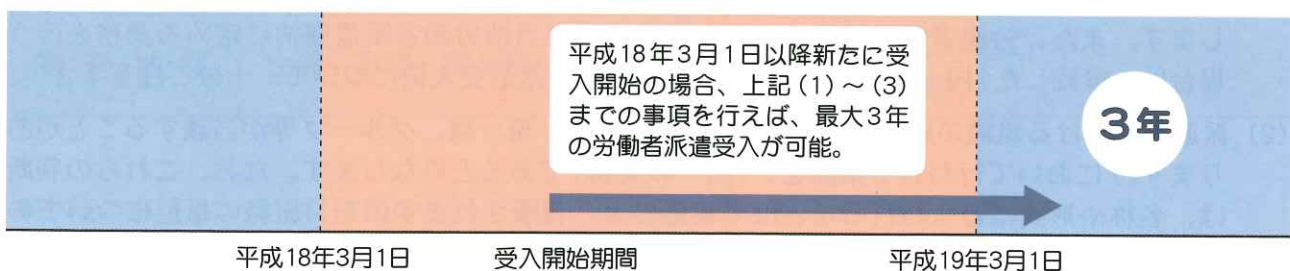
また、派遣労働者に対する安全衛生対策に万全を期すため、派遣元及び派遣先の双方に製造の業務専門の責任者の選任を義務付けられるなど、安全衛生管理の強化が求められています。

2 1年を超えて(最大3年まで)継続して派遣を受け入れるために

- 平成19年2月末までの物の製造業務の派遣受入可能な期間は、1年です。
- 平成18年3月1日以降新たに受入を開始する場合は、平成19年2月末までに(1)～(3)までの手続きを行うことで最大3年の受入が可能となっています。

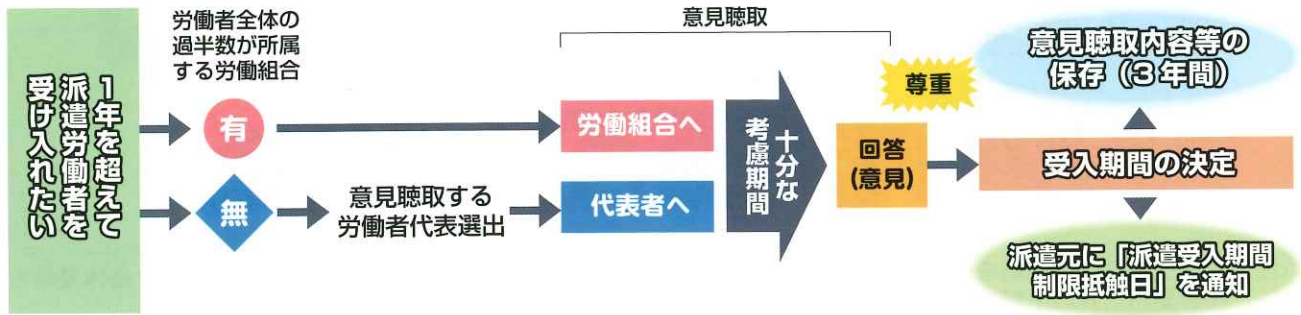
- (1) 派遣先の労働者の過半数の代表(注)から意見聴取を行った上で、労働者派遣を受け入れようとする期間を定めること。
- (2) 派遣先は、派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を通知すること。
- (3) 労働者派遣契約を締結又は変更すること。

(注) 派遣先の事業所に労働者の過半数を組織する労働組合がある場合は、その労働組合からの意見聴取が必要です。



(1) 派遣先労働者の過半数代表者からの意見聴取について

※派遣先が1年を超えて派遣労働者を受け入れる場合は労働者代表の意見聴取が必要となります。



あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に、派遣を受けようとする業務、期間及び開始予定時期を通知し、意見を聞き、その聴取した意見の内容を書面に記載する必要があります。また、労働者派遣を受けようとする期間が適当でない旨の意見を受けた場合は、再検討を加える等により、労働組合等の意見を十分に尊重するように努めなければなりません。

(2) 低触日の通知等について

※派遣元事業主・派遣先は、派遣受入期間の制限に関する、抵触日等の通知・明示を行わなくてはなりません。



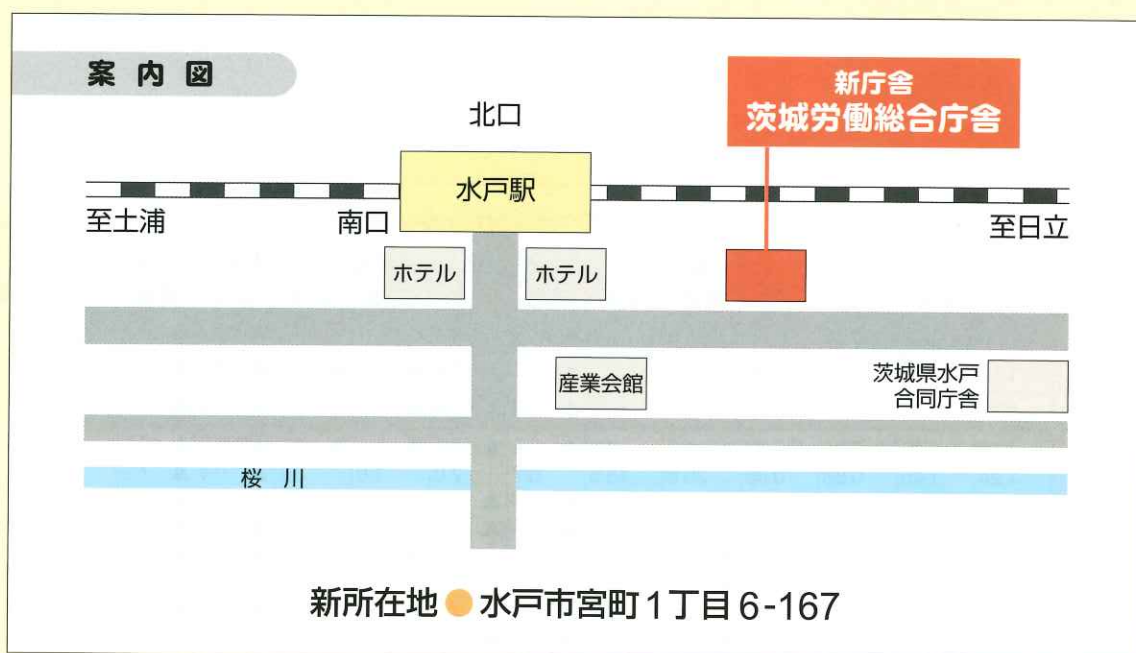
- ①労働者派遣契約締結時…派遣先は、派遣元事業主に対し派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を通知しなければなりません。また、派遣受入期間を変更した場合は、その都度通知することが必要です。
- ②派遣の開始前…派遣元事業主は、派遣労働者に対し派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を明示しなければなりません。また、抵触日の変更の通知を受けた場合は、その都度通知することが必要です。
- ③派遣受入期間の制限への抵触日の1箇月前から前日…派遣元事業主は、派遣労働者・派遣先に対し派遣の停止を事前に通知しなければなりません。

3 製造業務派遣受入にあたってのその他の留意点

- (1) これまで労働者派遣の役務の提供を受けていた派遣先が、新たに「同一の業務」について労働者派遣を受け入れようとする場合は、当核新たな労働者派遣の役務の受入の直前に受け入れていた労働者派遣との間の期間が3か月を超えない場合、継続して役務を受けているとみなします。また、労働者派遣契約を更新して引き続き当核労働者派遣契約に定める業務を行う場合は、継続した「同一の業務」に当たりますので、派遣受入期について、十分ご注意ください。
- (2) 派遣先における組織の最小単位(例：実態により係、班、課、グループ等が当該することがあります。)において行われる業務を、「同一の業務」とであるとみなします。なお、これらの判断は、名称や形式にとらわれることなく実態により判断されますので、組織の単位についてのご点検をお願いします。

茨城労働局、水戸労働基準監督署の 庁舎移転のお知らせ

- 茨城労働局、水戸労働基準監督署の庁舎が移転します。
- 平成18年12月11日(月)から新庁舎で業務を行います。
- 新庁舎は水戸駅南口から徒歩5分です。
- 茨城労働局、水戸労働基準監督署とも、電話・FAX番号は変更ありません。



茨城労働局

(〒310-8511)

TEL 029-224-6211 (代)

FAX 029-224-6245 (代)

水戸労働基準監督署

(〒310-0015)

TEL 029-226-2237

FAX 029-226-2239

茨城労働局ホームページ

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)	
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数			
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362	
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576	
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686	
17年 4月	13,865	4,031	9,741	15,682	4,193	3,744	39,920	47,452	3,915	10,470	
5	13,164	3,808	9,267	12,649	3,498	2,506	37,267	47,992	3,694	11,481	
6	13,823	4,132	9,617	12,248	3,448	2,471	36,089	47,978	3,917	12,469	
7	14,109	4,022	9,998	10,593	3,077	2,288	36,384	45,892	3,496	12,792	
8	14,065	4,050	9,915	11,195	3,334	2,284	37,151	44,889	3,236	13,796	
9	15,590	4,856	10,644	12,437	3,371	2,420	39,690	45,033	3,817	12,834	
10	15,591	4,191	11,293	11,840	3,282	2,445	40,747	44,851	3,837	12,293	
11	13,867	4,164	9,603	10,139	2,811	2,030	39,746	43,095	3,525	11,856	
12	12,157	3,638	8,433	7,688	2,083	1,657	36,816	38,440	2,959	11,235	
18年 1月	14,953	4,168	10,719	11,561	3,357	2,364	37,186	38,568	2,944	10,699	
2	15,230	4,268	10,847	11,817	3,384	2,408	38,972	39,823	3,420	10,178	
3	15,046	4,216	10,724	13,153	3,914	2,812	41,101	43,235	4,136	10,131	
4	13,241	3,675	9,479	14,641	6,633	3,160	38,762	45,790	3,710	9,729	
5	13,364	3,601	9,690	12,041	5,775	2,097	36,842	45,814	3,768	11,053	
6	14,313	3,988	10,221	11,253	5,208	2,002	37,058	44,676	3,801	11,116	
7	14,131	4,213	9,818	10,484	4,889	1,917	37,216	43,111	3,354	11,135	
8	14,477	4,109	10,268	10,590	5,087	1,807	38,210	42,305	3,183	11,967	
9											
10											
11											
12											
19年 1月											
2											
3											

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9	342	5.1
16年度月平均	1.18	1.35	0.82	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4	308	4.6
17年度月平均	1.22	1.50	0.88	0.99	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	290	4.3
17年 4月	1.18	1.42	0.91	0.93	▲ 1.8	6.1	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.1	▲ 4.5	▲ 18.5	▲ 13.9	310	4.4
5	1.24	1.46	0.88	0.95	20.8	15.5	0.7	2.0	1.0	3.2	▲ 10.4	▲ 7.0	307	4.4
6	1.19	1.51	0.86	0.96	1.8	11.1	▲ 3.5	▲ 4.2	1.1	2.0	▲ 12.4	▲ 9.5	280	4.2
7	1.26	1.48	0.87	0.97	0.0	6.0	▲ 9.3	▲ 8.3	▲ 8.6	▲ 2.6	▲ 10.3	▲ 10.4	289	4.4
8	1.17	1.49	0.85	0.97	▲ 1.5	13.7	0.0	1.6	▲ 4.1	3.5	▲ 5.3	▲ 6.8	284	4.3
9	1.17	1.48	0.85	0.97	▲ 2.2	7.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 8.9	285	4.3
10	1.25	1.48	0.86	0.98	4.1	4.4	▲ 1.8	2.7	▲ 3.2	2.1	▲ 1.1	▲ 6.5	304	4.5
11	1.18	1.53	0.86	0.99	▲ 6.5	3.9	▲ 2.1	▲ 4.4	0.2	0.1	▲ 2.0	▲ 6.9	292	4.5
12	1.21	1.55	0.86	1.03	▲ 0.8	5.7	▲ 2.7	▲ 7.6	1.2	▲ 3.9	▲ 3.2	▲ 6.6	265	4.4
18年 1月	1.29	1.56	0.90	1.03	5.0	6.9	▲ 5.4	▲ 3.0	0.8	▲ 1.3	▲ 3.0	▲ 5.0	292	4.5
2	1.26	1.53	0.89	1.04	▲ 2.7	10.7	2.7	3.3	4.5	5.1	▲ 4.9	▲ 5.5	277	4.1
3	1.25	1.45	0.91	1.01	▲ 5.6	2.6	2.4	▲ 1.8	1.6	2.9	▲ 6.4	▲ 7.2	289	4.1
4	1.20	1.54	0.91	1.04	▲ 4.5	2.4	▲ 6.6	▲ 5.8	▲ 5.2	▲ 2.5	▲ 7.1	▲ 9.4	284	4.1
5	1.32	1.65	0.90	1.07	1.5	8.4	▲ 4.8	▲ 2.8	2.0	1.8	▲ 3.7	▲ 4.0	277	4.0
6	1.34	1.62	0.95	1.08	3.5	3.5	▲ 8.1	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 0.5	▲ 10.9	▲ 8.7	278	4.2
7	1.29	1.56	0.94	1.09	0.2	4.5	▲ 1.0	0.0	▲ 4.1	1.1	▲ 13.0	▲ 7.5	268	4.1
8	1.25	1.60	0.93	1.08	2.9	4.6	▲ 5.4	▲ 3.6	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 13.3	▲ 7.6	272	4.1
9														
10														
11														
12														
19年 1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)
 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成18年4月から「55歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、45歳以上のパートを除く常用)
 4. ▲印は減少を示す。 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6. 平成17年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。